

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和5年11月30日

統括管理責任者裁定

国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)では、「独立行政法人国立青少年教育振興機構公的研究費管理規則」(以下「規則」という。)第11条第2項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
I.対象	公的研究費の運営及び管理に関わる職員(注)	全ての職員
II.目的	自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
III.実施内容、方法、頻度	統括管理責任者 説明会、研修会や e-learning 等による部等責任者に対する教育の実施(年1回以上、できるだけ早い時期) 公的研究費の取扱いに関する理解度調査の実施(年1回)	機構職員向けポータルサイトへの関連資料の掲載
	部等責任者 説明会、研修会や e-learning 等による教育の実施(年1回以上、できるだけ早い時期)	統括管理責任者が機構職員向けポータルサイトで周知する資料を用いた啓発活動の実施(随時)

(注)公的研究費の運営及び管理に関わる職員とは、以下の職員とする。(非常勤職員も含む。)

・青少年教育研究センター

センター長、副センター長、研究員、客員研究員、企画室長、企画室

なお、財務部財務課の職員については、公的研究費の使用に関する意思決定を行う者ではないという整理をし、対象外としている。